

入札説明書(新旧対照表)

ページ	現行(令和7年5月23日)	改訂(令和7年7月7日)	備考
18ページ	(10) 技術対話の実施 本市町は、参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者と個別に対話を行う。技術対話の時間は 90 分程度、参加者数は入札参加グループから 10 名以内とし、詳細は入札参加者の代表企業に通知する。 (ア) 実施時期: 令和 7 年 8 月上旬を予定 (イ) 受付期限: 参加資格審査後に入札参加者の代表企業に通知 (ウ) 受付方法: 技術対話への参加申込書(様式Ⅱ-6)及び技術対話における確認事項(様式Ⅱ-7)に記入のうえ、第 5 章. 1 に記載の問い合わせ先(担当窓口)に、電子メールにより提出すること。 (エ) 留意事項: ① 技術対話では、本市町が求める要求水準の解釈の確認、本市町の意図する技術提案を得ることを目的とし、入札参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。	(10) 技術対話の実施 本市町は、参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者と個別に対話を行う。技術対話の時間は 120 分程度、参加者数は入札参加グループから 20 名以内とし、詳細は入札参加者の代表企業に通知する。 (ア) 実施時期: 令和 7 年 8 月上旬を予定 (イ) 受付期限: 参加資格審査後に入札参加者の代表企業に通知 (ウ) 受付方法: 技術対話への参加申込書(様式Ⅱ-6)及び技術対話における確認事項(様式Ⅱ-7)に記入のうえ、第 5 章. 1 に記載の問い合わせ先(担当窓口)に、電子メールにより提出すること。 (エ) 留意事項: ① 技術対話では、本市町が求める要求水準の解釈の確認、本市町の意図する技術提案を得ることを目的とし、入札参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。	記載の修正
20ページ	(13) 入札の手順 (ア) 提出された参加資格審査に関する書類及び提案審査に関する書類が全て揃っていることを確認する。揃っていない場合は失格とする。 (イ) 入札参加者の参加資格等が本市町の要求を満たしていることを確認する。満たしていないと評価された場合は失格とする。 (ウ) 参加資格を満たしていると評価された入札参加者の提案審査に関する書類について落札者決定基準に従い、審査を行う。 (エ) 入札書に記載する入札価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が、本市町の設定した入札書比較価格を超えている場合は失格とする。また、設計及び建設工事請負契約書(案)の別紙3に示す場外管路及び第 2 浄水場における非常用自家発電機棟・非常用自家発電設備(以下、「場外管路等」という。)の建設工事業務に係る対価を除いた入札価格が、21,678,672,000 円(税抜き)を超過した場合、本市町は入札参加者を失格とする。併せて、場外管路等の建設工事業務に係る対価における入札価格が 4,603,182,000 円(税抜き)を超える場合、本市町は入札参加者を失格とする。 (オ) 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、別に公表する落札者決定基準に基づき、受注者選定審査会による提案内容の審査と入札額を総合的に評価し、落札者を決定する。 (カ) 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和 8 年 1 月下旬に決定通知を行う。	(13) 入札の手順 (ア) 提出された参加資格審査に関する書類及び提案審査に関する書類が全て揃っていることを確認する。揃っていない場合は失格とする。 (イ) 入札参加者の参加資格等が本市町の要求を満たしていることを確認する。満たしていないと評価された場合は失格とする。 (ウ) 参加資格を満たしていると評価された入札参加者の提案審査に関する書類について落札者決定基準に従い、審査を行う。 (エ) 入札書に記載する入札価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が、本市町の設定した入札書比較価格を超えている場合は失格とする。また、設計及び建設工事請負契約書(案)の別紙2に示す場外管路及び第 2 浄水場における非常用自家発電機棟・非常用自家発電設備(以下、「場外管路等」という。)の建設工事業務に係る対価を除いた入札価格が、21,678,672,000 円(税抜き)を超過した場合、本市町は入札参加者を失格とする。併せて、場外管路等の建設工事業務に係る対価における入札価格が 4,603,182,000 円(税抜き)を超える場合、本市町は入札参加者を失格とする。 (オ) 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、別に公表する落札者決定基準に基づき、受注者選定審査会による提案内容の審査と入札額を総合的に評価し、落札者を決定する。 (カ) 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和 8 年 1 月下旬に決定通知を行う。	記載の修正

ページ	現行(令和7年5月23日)	改訂(令和7年7月7日)	備考
26ページ	4. 土地の使用 事業者は工事着手の予定日から本施設の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市町が所有する事業用地(本事業における建設工事予定地に限る。)を無償で使用する ことができる。	4. 土地の使用 事業者は設計及び建設工事請負契約締結日から本施設の引渡し日までの期間、調査設計業務及び建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市町が所有する事業用地(本事業における建設工事予定地に限る。)を無償で使用する ことができる。	記載の修正